国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第２章　人事 第６節　退職 （退職） 第17条　職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(6)　（略） (7)　国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第３条の２に規定する審査の結果、任期の定めのない労働契約に転換しないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。 (8)～(10)　（略）	本則 第２章　人事 第６節　退職 （退職） 第17条　職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(6)　（略） (7)　国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第３条の２に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。 (8)～(10)　（略）	

附　則（平成29年３月３日規則第10号）

この規則は、平成29年３月３日から施行する。